

高齢者あんしんサポートハウス りしょう 基本利用料

平成26年1月1日現在

- ① 居住に要する費用（施設家賃、建設費借入償還に充当）
- ② 生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費）
- ③ サービス提供に要する費用（サービス提供職員の人件費等）

利用料（月額）（円）

対象収入による階層区分		① 居住に要する 費用	② 生活費	③ サービスの提供 に要する費用	利用者負担計	備考
	800,000以下	9,000	42,490	10,000	61,490	毎月の利用料は、利用者負担計 に下記の冬季加算と利用料を足 した金額になります。
1	800,001～1,500,000	19,000	42,490	10,000	71,490	
2	1,500,001～1,600,000	25,000	42,490	13,000	80,490	
3	1,600,001～1,700,000	25,000	42,490	16,000	83,490	
4	1,700,001～1,800,000	25,000	42,490	19,000	86,490	
5	1,800,001～1,900,000	25,000	42,490	22,000	89,490	
6	1,900,001～2,000,000	25,000	42,490	25,000	92,490	
7	2,000,001～2,100,000	25,000	42,490	30,000	97,490	
8	2,100,001～2,200,000	25,000	42,490	35,000	102,490	
9	2,200,001～2,300,000	25,000	42,490	40,000	107,490	
10	2,300,001～2,400,000	25,000	42,490	45,000	112,490	
11	2,400,001～2,500,000	25,000	42,490	50,000	117,490	
12	2,500,001～2,600,000	25,000	42,490	57,000	124,490	
13	2,600,001～2,700,000	25,000	42,490	64,000	131,490	
14	2,700,001～2,800,000	25,000	42,490	71,000	138,490	
15	2,800,001～2,900,000	25,000	42,490	78,000	145,490	
16	2,900,001～3,000,000	25,000	42,490	85,000	152,490	
17	3,000,001～以上	25,000	42,490	88,700	156,190	

- (1) この表における「対象収入」とは、前年の収入(社会通念上収入として認定することができないものを除く)から、所得税、住民税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。
- (2) 夫婦で入居する場合には夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービスの提供に要する費用については、表の額から30%減額した額を本人からの徴収額(月額)とする。
この場合100円未満は切捨てるものとする。

2. 冬季加算 1,880円（月額） 適用月 11月～3月

3. 利用料 5,000円（月額）

自室内で使用される電気、水道等の使用料

※ ただし、突出して使用量が多い場合は協議する。

4. 入居保証金 75,000円

入居保証金は、退去される時に部屋の現状回復の費用に充当し、残金があるときは返還いたします。

※ 利用料は口座振替となります。（京都銀行）